

大津市職員定数条例の改正について

議案第14号

大津市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年3月14日(木) 総務部人事課

1 改正を必要とする条例

大津市職員定数条例（昭和25年条例第11号）

2 改正の趣旨

令和7年度に滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会及び第24回全国障害者スポーツ大会に向けて、大会を円滑に実施するため、国スポ・障スポ大会局の体制強化を図ること、及び令和5年度から定年の段階的な引き上げが始まっていること等から、市長部局等の職員数に増員が生じるため、大津市職員定数条例の一部を改正する。

3 改正内容

- ・ 市長部局の職員 1, 457人→1, 504人 (+47人)
- ・ 教育委員会の職員 397人→ 408人 (+11人)
- ・ 消防局の職員 333人→ 337人 (+4人)

- ・ 総数 2, 470人→2, 532人 (+62人)

【主な職員増となる要因】

- ・ 国スポ・障スポ大会局の強化 +30人程度 (一部任期付職員含む。)
- ・ 定年引上げによるもの +10人程度
- ・ その他業務増加など +22人程度

4 実施時期

令和6年4月1日施行